

条 例 新 旧 対 照 表

改 正 案	現 行
<p>本 則</p> <p>(博物館協議会)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p><u>2 協議会は、10 人以内の委員で組織する。</u></p> <p><u>3 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</u></p> <p><u>(1) 学校教育および社会教育の関係者</u></p> <p><u>(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p><u>(3) 学識経験のある者</u></p> <p><u>(4) その他教育委員会が必要と認める者</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 前各項に定めるほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>本 則</p> <p>(博物館協議会)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p><u>2 協議会の委員は、10 人以内で組織する。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 前各号に定めるほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p>